

佐久南交流拠点施設整備事業基本設計技術提案業者審査委員会 設置要領

(設置)

第1条 佐久南交流拠点施設整備事業基本設計技術提案(以下「技術提案」という。)について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久南交流拠点施設整備事業基本設計技術提案業者審査委員会(以下「技術提案審査委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 技術提案審査委員会は、佐久南交流拠点施設の基本設計に係る業者からの技術提案について、別に定める基準に基づき、審査及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 技術提案審査委員会は、次に掲げる委員9人以内で組織する。

- (1) 長野県 佐久地方事務所 建築課長
- (2) 長野県 佐久建設事務所 整備課長
- (3) 佐久市 総務部長
- (4) 佐久市 企画部長
- (5) 佐久市 経済部長
- (6) 佐久市 建設部長
- (7) 佐久市 地域局長
- (8) 識見を有する者

2 委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から技術提案の審査及び評価の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 技術提案審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、技術提案審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 技術提案審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 技術提案審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 技術提案審査委員会の庶務は、佐久市地域局地域整備室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月27日から施行する。